

- (2) フィリピン人介護福祉士候補者は、6か月間の日本語研修の修了後（日本語研修の受講を免除された者にあつては、入国後）、入学許可書を発行した受入れ機関の施設において介護福祉士の資格取得を目指して就学する。
- (3) 協定上、フィリピン人介護福祉士候補者の我が国での滞在期間は養成課程の修了のために必要な期間とされており、この課程を修了し、介護福祉士資格を取得した場合は、在留資格の変更の手続きを経て、受入れ機関及び受入れ施設を指定され、引き続き我が国で介護福祉士として滞在・就労が認められるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。
- (4) なお、フィリピン人介護福祉士候補者が受入れ機関又は受入れ施設を変更しようとする場合には、在留資格の変更の手続きを経て、新たな受入れ機関又は受入れ施設を指定する許可を受ける必要があるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。

## 五 受入れ人数の上限

協定に基づくフィリピン人候補者の受入れについては、労働市場に悪影響を及ぼさないという観点から、受入れ人数に上限を設けている。

## 六 受入れ機関とフィリピン人候補者との雇用契約

三のとおり、就労コースにおけるフィリピン人候補者は事業団のあっせんによって受入れ機関とあらかじめ雇用契約を締結した上で我が国に入国する。この雇用契約は、我が国への入国後、6か月間の日本語等研修（日本語研修免除者については看護・介護導入研修）を修了することを停止条件とする雇用契約であり、所定の就労開始日からフィリピン人候補者の就労が開始される。また、事業団と海外雇用庁とが定める雇用契約の様式に従って雇用契約が締結される。

なお、受入れ機関とフィリピン人候補者との間で結ばれる雇用契約については、①フィリピン人看護師候補者にあつては期間を上記就労開始日から3年とする契約とし、②フィリピン人介護福祉士候補者にあつては期間を上記就労開始日から3年とした上で、3年の期間満了時に受入れ機関又はフィリピン人候補者のいずれかから契約を更新しない旨の申し出がない限り、1年間更新される契約とされる予定である。これは、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の我が国における滞在期間（それぞれ3年間及び4年間）を踏まえたものである。

## 第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等

## 一 共通事項

### 1 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

指針第一の二の二に関し、日本語等研修の終了後、受入れ機関において雇用契約に基づいて就労しながら研修を行うフィリピン人候補者には、我が国の労働関係法令が適用される。また、フィリピン人候補者には、日本人と同様に社会・労働保険が適用されるものであること。

### 2 日本語の語学研修の免除について

指針第二の一の二の(1)、第二の二の二の(1)、第二の三の二の(1)中の「1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者」とは、フィリピン人候補者が、財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験N2(平成21年度までに実施された日本語能力試験においては、二級)以上の者であること、又は「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」(平成2年法務省告示第145号)に基づき法務大臣が告示する日本語教育機関において6か月以上の日本語教育を受けた者であることを、厚生労働大臣により確認された者とする。ただし、受入れ機関が当該フィリピン人候補者に日本語の語学研修を受講させることを希望し、かつ、日本語研修機関が認める場合には、日本語の語学研修を受講することができる。

### 3 複数の受入れ施設における就労について

指針第二の一及び二に関し、受入れ機関が複数の受入れ施設を設立している場合であって、フィリピン人候補者を当該複数の受入れ施設において就労させようとするときは、あらかじめ、当該受入れ機関とフィリピン人候補者が締結した雇用契約において複数の受入れ施設で就労することが明記され、かつ、フィリピン政府が日本政府に通知する口上書に当該複数の受入れ施設がすべて記載されていることが必要となる。この場合、研修の実施や雇用等の責任の所在を明確にする必要があることから、次の事項を明らかにした書類を指針第四の二の1の「受入れ機関の募集」の際に提出する。

(1) 各受入れ施設で実施する研修計画等

(2) 各受入れ施設における就労場所・契約期間・業務内容その他の労働条件等

なお、当該受入れ機関が設立している受入れ施設以外の施設で就労する

ことはできない。

#### 4 受入れ施設におけるフィリピン人候補者の人数について

受入れ施設が受け入れるフィリピン人候補者の数については、当面、フィリピン人候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とし、研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として1年間に5名以内とする。

#### 5 受入れ機関の責務について

受入れ機関は、フィリピン人看護師候補者が、フィリピンの看護師資格を有し、3年以上の実務経験を有していることに考慮し、適正な労働条件や受入れ体制の確保に努める。

### 二 看護師の資格取得を目的とした就労等

#### 1 看護師国家試験受験資格の認定について

フィリピン人看護師候補者の看護師国家試験受験資格認定に当たっては、「医師国家試験等の受験資格認定の取り扱い等について」（平成17年3月24日医政発第0324007号。以下「受験資格認定通知」という。）に定めるところによる。

なお、フィリピン共和国における看護師学校養成所卒業までの修業年限が合計14年であり、受験資格認定通知に規定する修業年限に1年間足りないことから、協定に基づくフィリピン人看護師候補者の受入れにおいては、日本語の語学研修及び看護導入研修並びに病院における看護師の国家資格取得を目的とした就労の合計期間が、1年程度必要となる。なお、日本語の語学研修が免除されたフィリピン人看護師候補者に対して看護師国家試験受験資格認定を行うためには、当該フィリピン人看護師候補者の看護導入研修及び病院における看護師の国家資格取得を目的とした就労の合計期間が、1年程度必要となる。

#### 2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

指針第二の一の3の(2)に関し、フィリピン人看護師候補者は、看護師資格を取得するまでの間は、看護補助者と同等として従業員の員数を算定する取扱いとしていることから、看護師及び准看護師の配置基準に含めることはできない。他方、看護補助者の配置基準については、フィリピン人看護師候補者については、員数に含めて算定しても差し支えない。

### 3 「看護研修計画」について

#### (1) 看護研修計画の策定について

指針第二の一の4(1)中の「看護研修計画」については、研修が効率的に行えるよう、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等に配慮して策定するとともに、看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とする。

#### (2) 看護研修プログラムの策定について

受入れ施設においては、看護研修計画に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定することが望ましい。

### 4 フィリピン人看護師候補者が従事する業務について

フィリピン人看護師候補者については、フィリピンの看護師の資格を有し、かつ二年間の実務経験を有している者を我が国の病院で受け入れ、当該病院で就労しながら研修を受け、最大3年間の滞在期間の間に看護師資格の取得を目指すものである。

フィリピン人看護師候補者が看護師資格を取得するまでの間は、看護業務に従事できないことは当然であるが、この受入れの趣旨にかんがみ、受入れ病院において看護師候補者が従事する業務内容についてはできる限り配慮すること。

従事する看護師候補者としての業務の内容については、具体的には受入れ病院の規模や特徴にもよるが、できる限り候補者の経験や意向も踏まえた上で、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるとともに、当該候補者の日本語の習熟度に応じて、より単純なものから高度なものとなるよう、配慮すること。

### 5 「研修責任者」「研修支援者」について

(1) 指針第二の一の4(2)中の「研修責任者」は看護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」はフィリピン人看護師候補者に対する専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいう。

「研修支援者」は上記の支援の分野毎で複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置する。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできる。